議案第１３５号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年（２０１７年）１１月１７日提出

宝塚市長　中　川　智　子

宝塚市は、次のとおり交通事故による損害を賠償する。

１　賠償の理由

平成２７年１２月２日午後２時５分頃、西消防署南部出張所の職員が、業務のため市車両で県道生瀬門戸荘線を南進中、宝塚市光明町２９番１９号地先において、前方の注意が不十分であったため、前方の自転車専用レーンを自転車で走行していた相手方が急に走行車線に進入してきた際、回避行動が間に合わず、相手方に市車両の左前部が接触し、相手方が負傷した。

この事故は、市職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

２　賠償の金額

金３，３０１，５２６円

３　賠償の相手方

[redacted]

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。